

刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月14日

佐賀県公安委員会委員長 奥 田 律 雄

佐賀県公安委員会規則第2号

刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和37年佐賀県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第2条 佐賀県警察に勤務する警察官のうち、法第199条第1項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員を、次のとおり指定する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>第2条 佐賀県警察に勤務する警察官のうち、法第199条第1項に規定する逮捕状を請求することができる<u>司法警察員及び法第201条の2第1項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員</u>を、次のとおり指定する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

附 則

この規則は、令和6年2月15日から施行する。